

令和 8 年北区二十歳（はたち）のつどい
協賛事業者 募集要項

1. 趣旨

北区及び北区教育委員会では、新たに 20 歳となった青年の前途を祝福するとともに、成人としての自覚を促すため、毎年成人の日に「二十歳（はたち）のつどい（旧称：成人の日記念式典）」を開催しています。

区民や事業者の皆様をはじめとする地域の方々に支えられながら、20 歳という人生の大きな節目を迎えた 3,000 名以上の青年たちが対象となるこのイベントを、さらに盛り上げ、より記憶に残るものとするため、本事業の趣旨にご賛同の上、ご協賛いただける事業者（企業・団体等）を募集いたします。

2. 「二十歳（はたち）のつどい」概要

（１）事業名 令和 8 年北区二十歳（はたち）のつどい

※旧称：成人の日記念式典

（２）開催日 令和 8 年 1 月 12 日（月・祝）

（３）会場 北とぴあ さくらホール／つつじホール

（４）対象者 3,219 人（令和 7 年 8 月 1 日現在）

※令和 7 年度中に 20 歳になる方

（５）その他

- ・式典終了後、北区青少年委員会主催の旧友との懇親の場（名称：あの子と会える談話室）を提供予定。
- ・旧古河庭園・大谷美術館にフォトスポットを開設予定。

3. 協賛について

（１）本要項における協賛事業者とは

「令和 8 年北区二十歳（はたち）のつどい（以下「二十歳のつどい」という。）」の運営に資することを目的として、物品協賛（サービス含む）の形式でご協賛をしていただける企業や各種団体等を指します。

（２）協賛品の使途

ご提供いただいた協賛品は、二十歳のつどい内で実施するクイズに回答した方を対象とする抽選会の景品として活用いたします。

※抽選実施後、北区教育委員会より参加者へ郵送いたします。

（３）協賛品の種別及び数量

ご提供いただく協賛品の種別及び数量は、以下のとおりとします。

種別	数量
① 市価（税込）が概ね 500 円相当の商品又はサービス	1 □（10 件）
② 市価（税込）が概ね 5,000 円相当の商品又はサービス	1 □（1 件）

③ 市価（税込）が概ね 10,000 円相当の商品又はサービス	1 口 （1 件）
---------------------------------	-----------

（４）協賛特典

- ・成人の日を祝福する協賛事業者として、北区ホームページ等においてご紹介します。

4. 募集期間

令和 7 年 10 月 29 日（水）から令和 7 年 11 月 28 日（金）17 時まで

※規定数に達しない場合は、申込期限を延長する場合があります。

5. 協賛事業者登録の申込方法

本事業の趣旨にご賛同の上、ご協賛いただける場合は、下記（１）（２）いずれかの方法により「北区二十歳（はたち）のつどい協賛事業者登録申込書（別記第 1 号様式）」の提出をお願いいたします。

（１）電子申請

右記二次元コードまたは下記 URL より提出。

《URL》

<https://logoform.jp/form/VNHo/1291171>



（２）申込書（郵送・FAX・メール・窓口持参）

申込書（第 1 号様式）に必要事項をご記入の上、**9.お問い合わせ先**まで提出。

6. 申込以降の流れ

① 電子申請又は申込書から協賛事業者登録のお申し込み



② 協賛事業者登録可否の決定

申込書の提出を受けたときは、北区教育委員会にて速やかに内容を確認し、

北区二十歳（はたち）のつどい協賛事業者登録通知（別記第 2-1 号様式）

又は

北区二十歳（はたち）のつどい協賛事業者登録拒否通知（別記第 2-2 号様式）

を交付するものとします。



③ 協賛品の納品数等の決定

ご提供いただく協賛品の納品数等については、協賛事業者と北区教育委員会の協議により、

令和 7 年 12 月 5 日（金）までに正式決定いたします。



④ 納品

商品の準備が整い次第、令和 8 年 1 月 16 日（金）までに、**9.お問い合わせ先**あてに納品をお願いいたします。

※納品物が食品の場合は、令和 8 年 1 月 13 日（火）から 1 月 16 日（金）までの期間中にご納品ください。

※納品時に発生する送料等の諸費用については、協賛事業者にてご負担をお願いいたします。

7. 協賛内容の変更及び辞退について

協賛事業者登録後に、協賛内容の変更や協賛の辞退をされる場合は、速やかに **9.お問い合わせ**
先までご連絡ください。

8. 注意事項

- (1) 食品は、必ず密閉された状態かつ賞味期限が令和 8 年 1 月 16 日（金）から 1 か月以上あるものをご提供ください。
- (2) 協賛物品の納品時に発生する送料等の諸費用については、協賛事業者にてご負担をお願いいたします。
- (3) 以下のいずれかに該当する事業者は、協賛事業者登録をお断りいたします。
 - ①特定の宗教・政治団体と関わる者又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
 - ②代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する者。
 - ③その他主催者が適当でないと認めた者。
- (4) 以下のいずれかに該当するものは、協賛品としてのご提供をお断りいたします。
 - ①区のイメージを著しく阻害するおそれのあるもの。
 - ②不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）等の法令や条例に違反するもの。
 - ③特定の政治活動や宗教活動に関するもの。
 - ④公序良俗に反するもの。
 - ⑤その他主催者が本事業の趣旨にそぐわないと判断したもの。
- (5) 商品の誤りや不良品等については、区と事業者の協議の上対応します。

お問い合わせ先

〒114-8546 東京都北区滝野川 2-52-10

東京都北区教育委員会事務局 教育振興部 生涯学習・学校地域連携課

TEL：03-3908-9323

FAX：03-3900-1139

E-mail：s-g-renkei@city.kita.lg.jp